

越監告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、建設部の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 21 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

水道課	令和 3 年 9 月 30 日～10 月 4 日
下水道課（浄化センター含む）	10 月 6 日～10 月 8 日
都市計画課（ダム・河川対策室含む）	10 月 12 日～10 月 14 日
建築住宅課（住宅政策推進室含む）	10 月 15 日～10 月 19 日
都市整備課	10 月 21 日～10 月 25 日

- 4 監査の対象 令和 2 年 4 月から令和 3 年 8 月末日までの所管業務全般
- 5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

## 6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

## 7 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、次の意見及び指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際に見受けられた留意すべき軽微な事務処理の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。

区 分	意見
所管課	下水道課
表 題	下水道事業の有収率の向上・不明水対策について
<p>下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用したことから、従前の公共事業としての建設・整備から脱却し、地方公営企業法(第3条)にあるように、経済性の発揮たる「経営」に軸足を移行する必要がある。</p> <p>有収率の推移をみると、平成28年度の75.8%から令和2年度には68.8%と低迷し、コスト増大の一因となっている。</p> <p>したがって、具体的な経営の効率化指標である「有収率」の中期的目標値を設定し、不明水対策に努められたい。</p>	

区 分	指摘事項
所管課	下水道課
表 題	災害時の財政支援等について
<p>平成27年2月6日に浄化槽維持管理協会との間に、災害対策基本法(第50条)に係る「災害復旧協定」を結んだが、同協会の復旧事業に対する財政支援及び関連事務の業務手順書が定められていない。</p> <p>被災時に、速やかに市として対応ができるよう、国・県の補助金等の活用及び同協会の準備資金を踏まえつつ、当該事業の補助交付金の具体的算定方法・交付時期・検収等に関して、要綱の制定及び関連事務の業務手順書を整備されたい。</p> <p>また、同協会の協定に係る対応・活動の具体的指針がないので、被災時のマニュアル等を作成するよう鋭意指導されたい。</p>	